

# 都道府県に対するクロマグロ漁獲上限の配分

主任研究員 田口さつき

## 1 クロマグロの漁獲規制

日本は、「西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約」に加盟しており、同条約により設立された「中西部太平洋まぐろ類委員会」（以下「WCPFC」）に提言を行う「北太平洋まぐろ類国際科学委員会」の資源評価結果を受け、2010年から太平洋クロマグロの管理強化に取り組んでいる。そのため、漁獲効率の高い農林水産大臣の管理する漁業から知事が管理する漁業（沿岸漁業）までクロマグロの漁獲量が制限されている。特に沿岸漁業においては、漁法が多様であり、漁船数も多いため、管理が複雑という特徴があり、現場では、定置漁業や釣り漁業で、多くの漁業者が採捕したクロマグロの放流を行うなど、経済的な負担を背負いながら国の示す数量による資源管理に従っている。

## 2 水産庁が進めるクロマグロの資源管理

ところで、全国統一のクロマグロの資源管理の枠組みが沿岸漁業において始まったのは、11年3月に出された日本海・九州西広域漁業調整委員会(注1)の委員会指示第28号からである。同指示により、11年7月1日から12年12月31日まで日本海・九州西海域において沿岸クロマグロ漁業（動力漁船によりクロマグロをとることを目的とする漁業）を行おうとする者は使用する船舶ごとに同委員会に届出を行い、漁獲実績報告書を同委員会事務局に毎年1回提出することとなった。同様の指示は、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委

員会が出し、12年4月1日から有効となった。13年には、届出制から承認制となる指示が全ての広域漁業調整委員会から出され、隻数制限も導入された。

国は、14年のWCPFCで、「15年の1月から①小型魚(30kg未満)の漁獲量を02年から04年までの年平均漁獲実績(8,015t)から半減させる、②大型魚(30kg以上)の漁獲量を02年から04年までの平均漁獲量から増加させない」という国際的合意を行った。そして、水産庁資源管理部長は15年1月に「太平洋クロマグロに係る資源管理の実施について」というガイドラインを各都道府県水産主務部長に出した。そのなかで水産庁は第1管理期間(注2)における小型魚の漁獲上限(4,007t)を示し、そこから大臣許可漁業である大中型まき網漁業(2,000t)、沿岸漁業(1,901t)、近海竿釣り漁業等(106t)と配分した。さらに沿岸漁業においては全国を6ブロックに分け、ブロック別に漁獲上限を設けた。漁獲実績については、漁協が組合員ごとに毎月取りまとめ、(一社)漁業情報サービスセンターに報告することとされた。

第2管理期間から、漁獲上限を超過した場合は、超過分を翌年の漁獲上限から差し引く制度を水産庁は導入した。なお、16年のWCPFCで、17年より小型魚の漁獲上限から大型魚の漁獲上限への振替を行うことが可能となった。

## 3 各都道府県への配分

以下では、水産庁が行う小型魚の都道府県(注3)への配分について第6管理期間を例にみてい

**第1表 小型クロマグロの都道府県分への配分**

(単位 t)

①02年から04年までの年平均漁獲実績の50%	4007.0
②大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量	250.0
③=①-②	3757.0
④国が配分を留保する数量	345.6
⑤=③-④	3411.4
⑥大臣管理漁業の配分量	1606.0
⑦39都道府県の配分量(⑦=⑤-⑥)	1805.4

資料 水産庁「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める『くろまぐろ』について」をもとに筆者作成

(注) 数値は19年12月26日時点の第6管理期間の都道府県の配分量である。

こう(第1表)。

まず、日本全体での小型魚の漁獲可能量は、02年から04年までの年平均漁獲実績の50%から大型魚の漁獲可能量へ振り替えた数量を引く。さらに、国の留保分と大臣管理漁業の配分量を除いた分が39都道府県全体への配分量となる。これが各都道府県に過去の実績(基準年は小型魚が10~12年、大型魚が15~17年度の実績割合)に基づいて配分されている。

なお、20年のWCPFCで、漁獲上限のうち未利用分は、その年の漁獲上限の17%までの範囲で、翌年の漁獲上限に加えることが可能となった。

(注1) 都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うために、国の常設機関として、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会が設置されている。

(注2) 15年1月1日~16年6月30日までの1年半。日本海北部は15年1月1日~16年3月31日まで。

(注3) 沿岸漁業の第6管理期間は20年4月1日から21年3月31日。

(注4) 都道府県間の融通が始まったのは第5管理期間であり、その後は、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める『くろまぐろ』について」で融通について示されていた。

(注5) 繰越分が確定し、当該繰越分を入れた国の留保分が250tを超えている場合、国の留保枠が250tを下回らない範囲における追加の配分である。

#### 4 各都道府県の対応と融通制度

各都道府県は、水産庁が提示した当該都道府県の漁獲可能量のうち、知事の留保分を除き、知事の管理する漁業へとさらに細かく配分する。その際に留保分の算定や配分の方法は、自ら作成した資源管理方針等に基づいている。各都道府県の水産担当者は、クロマグロの来遊状況、漁業種類など、複雑な事情を勘案し、クロマグロの漁獲可能量を期間別、漁業種類別などに分けて配分している。

20年12月に、水産庁は「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」<sup>(注4)</sup>を制定した。融通とは、①都道府県間、②大臣管理区分間、③都道府県と大臣管理区分との間また、④くろまぐろ(大型魚)とくろまぐろ(小型魚)との間のいずれかにおける配分量の移転を意味する。21年4月に同要領は改訂され、第7管理期間には、国の留保分<sup>(注5)</sup>を以下のように追加配分した。①各都道府県に一律に3.0t以内の数量を追加配分、②第6管理期間において漁獲可能量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分数量の7%を上限に、当該譲渡数量と等量を配分、③漁獲可能量の消化率が8割以上となった都道府県に50tを上限とする数量を均等割で配分、④第3管理期間の都道府県別の配分量の比率で配分の4つの方法である。

このようにクロマグロの漁獲可能量の配分はますます複雑になっている。配分量を超過しない努力をする一方で、消化率が低いと将来的に配分量が少なくなるのではないかと懸念する都道府県もある。また、そもそも大臣管理漁業と知事管理漁業との配分比率がどのような根拠に基づいて設定されているのかと疑問を投げる声もある。

(たぐち さつき)